

企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託に係る企画競争の質問回答

政策企画課

| NO | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | <p>企業に自治体の事業を紹介するために、弊社では自治体ごとに紹介パンフレットを作成しておりますが、当該パンフレットの著作権についても該当しますでしょうか。もし該当する場合、協議可能でしょうか。</p> | <p>仕様書P1業務内容(4)に記載のとおり、パンフレットデータは、本市へ無償提供すること（著作権の無償譲渡）を前提としていますが、貴社作成の紹介パンフレットの利用を一律に制限するものではないため、協議自体は可能です。なお、著作権を留保した形でのパンフレット作成等、仕様書とは異なる取扱いを希望する場合は、企画提案書の項目④（寄附募集事業を紹介するツールの作成）に、その具体的な内容を記載していただくようお願いします。</p> |
| 2 | <p>業務完了基準について、寄附申出書を3月中に当社から貴市へ提出し、4月以降に入金が完了した場合は委託料をお支払いいただくと想定しておりますが、対応いただけるでしょうか。</p> | <p>委託料請求の前提となる完了通知書の提出は、寄附のあった月末（寄附の申出日ではなく、寄附の受領日が含まれる月末）までに行っていた必要があるため、契約期間外に入金が確認されたものは、委託料算定の対象とはなりません。（仕様書P3 7. 委託料額）</p> |
| 3 | <p>参考見積書にて「10%以内」での率を提示することとなっておりますが、弊社の標準料率がこれを上回る場合、その理由（体制やプロモーションの質など）を付して提案し、協議させていただくことは可能でしょうか。</p> | <p>「公示文P4 8 企画提案書の提出（3）ケ」に記載のとおり、インセンティブ率は10%以内としています。</p> |
| 4 | <p>委託費の限度額（総額3,000,000円）が設けられておりますが、上限に達してしまった場合、補正予算等での調整はしていただけますでしょうか。</p> | <p>補正予算等の対応については、具体的な事案の状況を総合的に判断し、その可否を検討いたします。</p> |